

審査基準

事務局による書類審査(A)

評価項目		評価基準	様式	配点
1	参加者	同種業務実績	様式2	9.0点
2	管理技術者	(1) 経験及び資格	様式3	3.0点
		(2) 業務実績		9.0点
3	担当技術者(構造)	(1) 経験及び資格	様式4	2.0点
		(2) 業務実績		3.0点
4	見積書	コスト	様式5	4.0点
合 計				30.0点

技術提案の審査(B)

評価項目		評価の着眼点	様式	配点	評価	加重
5	業務実施方針等	実施方針	様式6	5.0点	5点	無
		実施体制		10.0点	5点	2倍
		実施計画		10.0点	5点	2倍
6	特定テーマ	妥当性・実現性	様式7	15.0点	5点	3倍
		創造性		15.0点	5点	3倍
7	総合的評価	専門的技術力	様式6.7	10.0点	5点	2倍
8		意欲		5.0点	5点	無
合 計				70.0点		

※評価項目5～8の評価は5点満点とし、次の5段階で行う。

優れている…5点 やや優れている…4点 普通…3点 やや劣る…2点 劣る…1点

※評価項目5～7は、項目に応じて、5段階で評価した点数を2倍又は3倍に換算し、評価項目に重みを付ける。

優先交渉権者の選考

事務局による書類審査(A)	30.0点
技術提案の審査(B)	70.0点
各委員の評価点(C)	(A)+(B) 100.0点
各委員の評価点の平均(小数第二位を四捨五入)が最も高い者を優先交渉権者とする	
最低得点基準(評価項目1～8の配点の合計(ただし、評価項目4を除く)⇒96点×1/2=48点	48.0点

書類審査(A)の評価基準と配点

1 参加者の同種業務実績	評価	点数
同種業務実績で、ア 国、都道府県、市町村指定文化財(建造物)の改修等の設計	A	3.0
同種業務実績で、イ 国、都道府県、市町村登録文化財(建造物)の改修等の設計	B	2.0
同種業務実績で、ウ その他景観的な価値を有する木造建築物の改修等の設計	C	1.0
同種業務実績が1件もない	失格	

- ・Aは3.0点、Bは2.0点、Cは1.0点、同種業務実績が1件もない場合は失格とする。
- ・3件の記載が可能のため、A(3.0点)×3件=9.0点を満点とする。
- ・複数の区分に該当する実績は、上位の評価を適用する。

2-(1) 管理技術者の経験及び資格	評価	点数
一級建築士としての経験年数15年以上	A	3.0
一級建築士としての経験年数10年以上	B	2.25
一級建築士としての経験年数5年以上	C	1.5
一級建築士としての経験年数5年未満	D	0.75
上記資格を有しない	失格	

- ・Aは3.0点、Bは2.25点、Cは1.5点、Dは0.75点、一級建築士の資格を有しない場合は失格とする。

2-(2) 管理技術者の業務実績	評価	点数
同種業務実績で、ア 国、都道府県、市町村指定文化財(建造物)の改修等の設計	A	3.0
同種業務実績で、イ 国、都道府県、市町村登録文化財(建造物)の改修等の設計	B	2.0
同種業務実績で、ウ その他景観的な価値を有する木造建築物の改修等の設計	C	1.0
同種業務実績として認められない	D	0

- ・Aは3.0点、Bは2.0点、Cは1.0点、実績がない場合は0点とする。
- ・3件の記載が可能のため、A(3.0点)×3件=9.0点を満点とする。
- ・複数の区分に該当する実績は、上位の評価を適用する。
- ・管理技術者としての業務実績に限る。

3-(1) 担当技術者(構造)の経験及び資格	評価	点数
構造一級建築士としての経験年数10年以上	A	2.0
構造一級建築士としての経験年数5年以上	B	1.5
構造一級建築士としての経験年数3年以上	C	1.0
構造一級建築士としての経験年数3年未満	D	0.5
上記資格を有しない	失格	

- ・Aは2.0点、Bは1.5点、Cは1.0点、Dは0.5点、構造一級建築士の資格を有しない場合は失格とする。

3-(2) 担当技術者(構造)の業務実績	評価	点数
同種業務実績で、ア 国、都道府県、市町村指定文化財(建造物)の改修等の設計	A	3.0
同種業務実績で、イ 国、都道府県、市町村登録文化財(建造物)の改修等の設計	B	2.0
同種業務実績で、ウ その他景観的な価値を有する木造建築物の改修等の設計	C	1.0
同種業務実績として認められない	D	0

- ・Aは3.0点、Bは2.0点、Cは1.0点、Dは0点とする。
- ・複数の区分に該当する実績は、上位の評価を適用する。
- ・構造に関する業務実績とし、構造一級建築士の資格取得前の業務実績を含む。

4 見積額(コスト)の評価	評価	点数
見積額が事業費限度額の85%未満(～22,879,449円)	A	4.0
見積額が事業費限度額の85%以上～90%未満(22,879,450円～24,225,299円)	B	3.0
見積額が事業費限度額の90%以上～95%未満(24,225,300円～25,571,149円)	C	2.0
見積額が事業費限度額の95%以上～100%以下(25,571,150円～26,917,000円)	D	1.0
見積額が事業費限度額を超過している	失格	